

尾道糸崎港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 25 年 8 月

尾道糸崎港港湾管理者
広 島 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 5 年 6 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 5 年 8 月 港湾審議会第 146 回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 7 年 3 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 22 年 8 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会

の議を経た尾道糸崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 小型船だまり計画	2
2 臨港交通施設計画	4
港湾の環境の整備及び保全	5
1 港湾環境整備施設計画	5
土地造成及び土地利用計画	6
1 土地造成計画	6
2 土地利用計画	6
港湾の効率的な運営に関する事項	7
その他重要事項	8
1 大規模地震対策施設	8

変更理由

- 1 小型船を効果的かつ効率的に係留するため、松浜地区及び山波地区において小型船だまり計画を変更する。
- 2 港湾及びその周辺における交通の状況変化から、松浜地区の臨港交通施設計画を変更する。
- 3 良好な港湾の環境の形成を図るため、松浜地区において港湾環境整備施設計画を変更する。
- 4 水際の親水空間を活かし、多くの人々が訪れる賑わいある交流空間を創出するため、山波地区、松浜地区及び久保地区において土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 5 大規模地震災害時における緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進めるため、糸崎地区及び松浜地区に大規模地震対策施設を計画する。

港湾施設の規模及び配置

1 小型船だまり計画

小型船を効果的かつ効率的に係留するため、以下の施設について計画を変更する。

1－1 松浜地区

防波堤 延長 4 6 0 m（うち 4 3 0 m 既設） [既定計画]

小型栈橋 8 基 [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画

岸壁 水深 4. 5 m 4 バース 2 8 0 m

小型栈橋 水深 4 m 2 基

防波堤 延長 4 6 0 m

埠頭用地 1 h a

1－2 山波地区

航路 水深 2 m 幅員 2 0 m [新規計画]

泊地 水深 2 m 面積 2 h a [既設の変更計画]

防波堤 延長 1 8 0 m (うち 1 0 0 m既設)

[既設の変更計画]

小型栈橋 7 基 [新規計画]

船揚場 延長 1 0 m [新規計画]

埠頭用地 1 h a [新規計画]

{	既定計画	
	泊地	水深 1 m～2 m 面積 1 h a
	防波堤	延長 1 0 0 m

2 臨港交通施設計画

港湾及びその周辺における交通の状況変化から、以下の施設について計画を変更する。

1－1 道路

臨港道路松浜線

起点 松浜地区公共埠頭 終点 国道2号 2車線

[既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路松浜糸崎線

起点 国道2号 終点 都市計画道路糸崎港線 2車線

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画を変更する。

- 1－1 魅力ある親水空間を創出し、港湾来訪者の休息やレクリエーションのための空間を形成するとともに、背後地域の防災拠点を形成するため、緑地を次のとおり計画する

松浜地区 緑地 3 h a （うち 1 h a 既設）

[既定計画の変更計画]

既定計画
松浜地区 緑地 1 h a

土地造成及び土地利用計画

水際の親水空間を活かし、多くの人々が訪れる賑わいある交流空間を創出するため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
山波 地区	(12) 12	(25) 25	(2) 2	(2) 2	(41) 41

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交流 厚生 用地	交通 機能 用地	緑 地	合 計
松浜 地区	(1) 1	(3) 3		(1) 1	(1) 1	(1) 1	(3) 3	(10) 10
久保 地区	(1) 1				(1) 1			(1) 1
山波 地区	(13) 13	(25) 25	(14) 14			(2) 2	(2) 2	(55) 55

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

港湾の効率的な運営に関する事項

尾道糸崎港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに利用促進活動を進める。

その他重要事項

1 大規模地震対策施設計画

既設の施設及び今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設を計画する。

糸崎地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m [既設の変更計画]

道路

臨港道路糸崎線

起点 市道糸崎 164 号線

終点 市道糸崎 122 号線 2 車線 [既設]

松浜地区

緑地 2 ha [既定計画の変更計画]

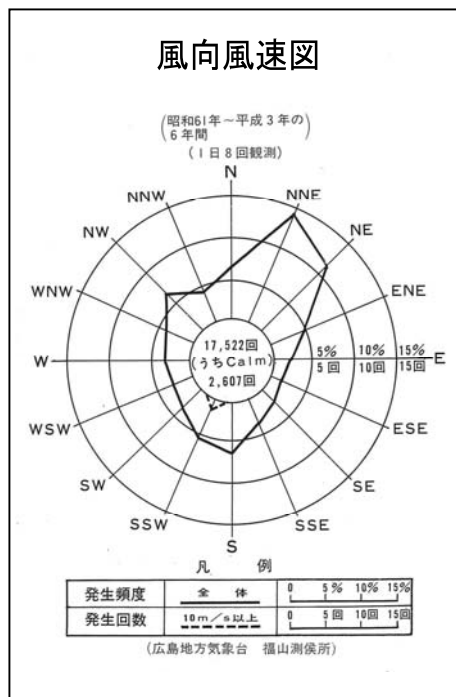
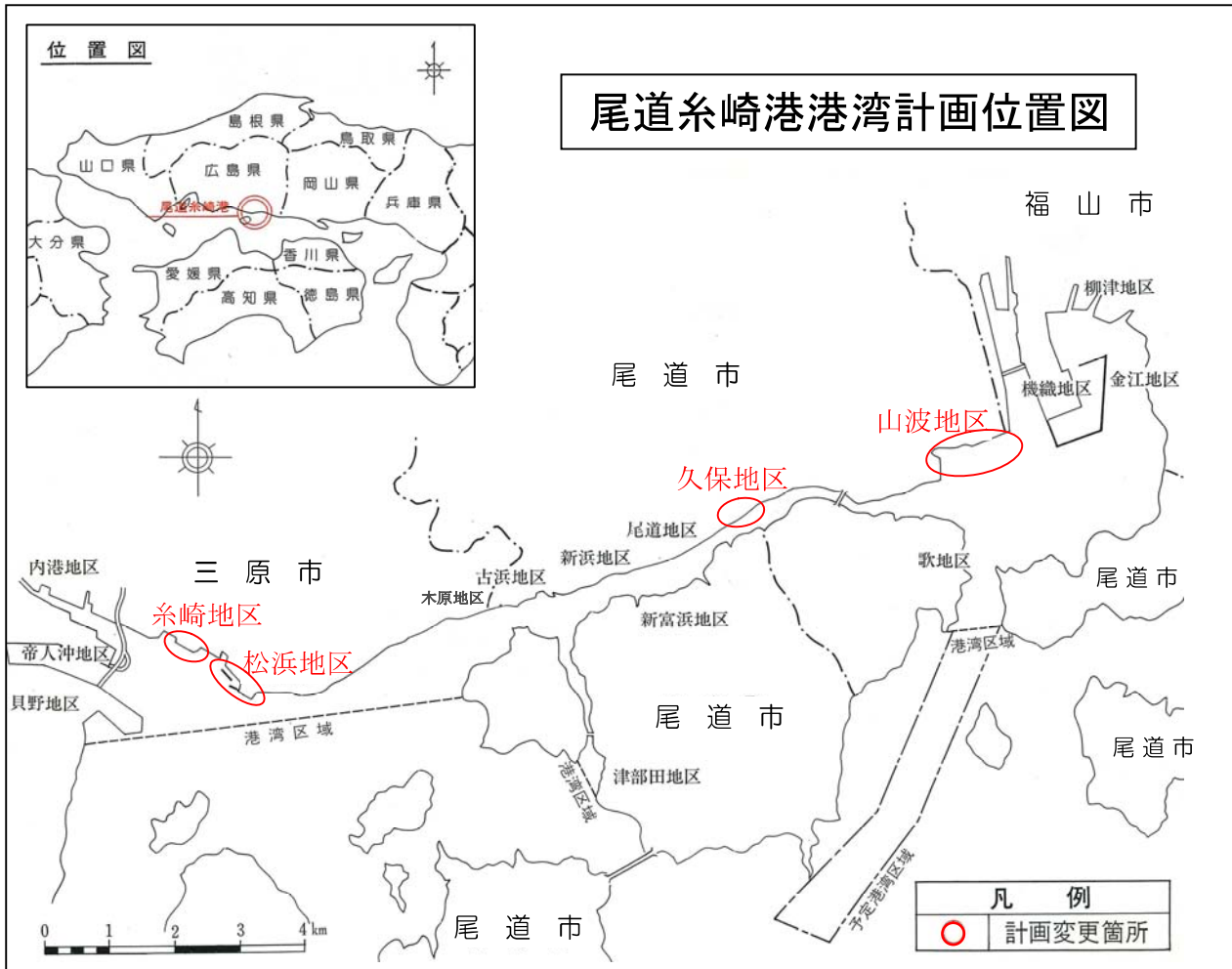
道路

臨港道路松浜線

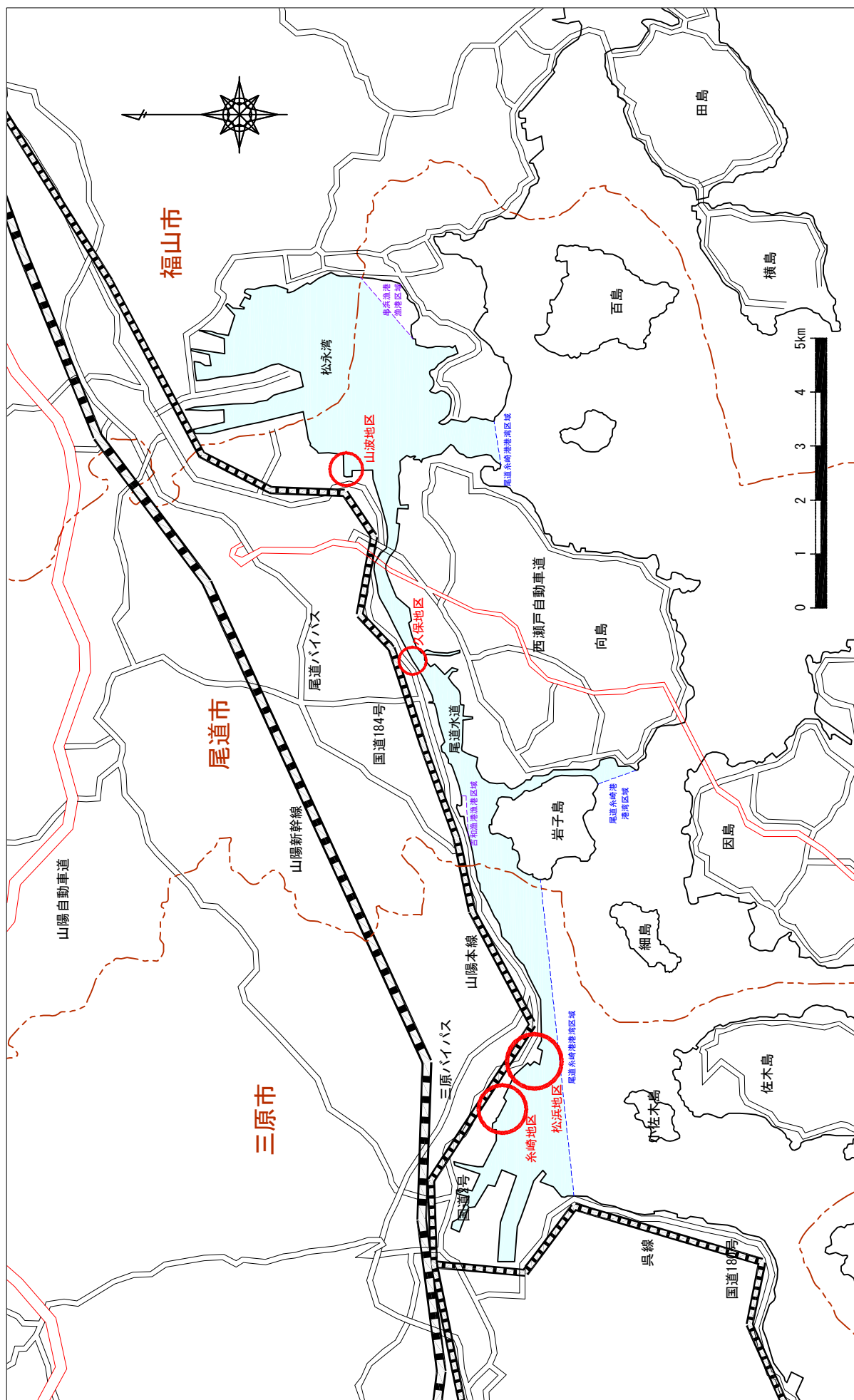
起点 松浜地区公共埠頭 終点 国道 2 号 2 車線

[既定計画の変更計画]

既設
糸崎地区
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m



尾道糸崎港港湾計画位置図



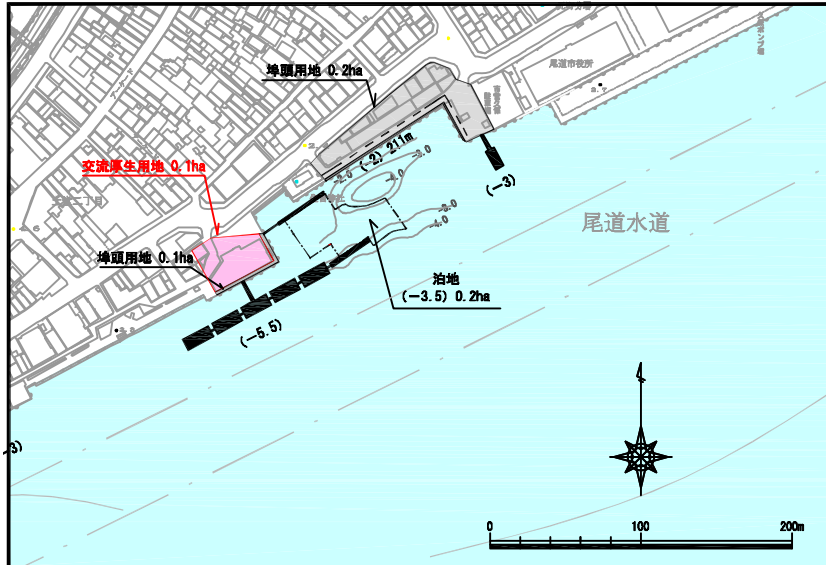
＜糸崎地区、松浜地区＞



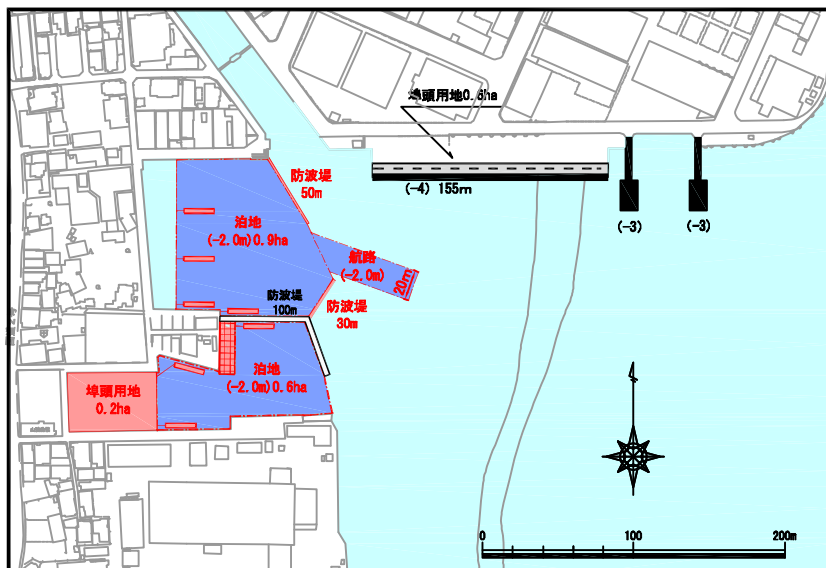
尾道糸崎港港湾計画図

<久保地区、山波地区>

<久保地区>



<山波地区>



凡 例	
	泊地・航路 (既 設)
	(今回計画)
	防波堤 (既 設)
	(今回計画)
	船揚場 (今回計画)
	公共岸壁 (既 設)
	公共耐震強化岸壁 (今回計画)
	公共物揚場 (既 設)
	専用岸壁 (既 設)
	(既 設)
	小型栈橋 (既定計画)
	(今回計画)
	埠頭用地 (既 設)
	(今回計画)
	緑 地 (既 設)
	(今回計画)
	臨港道路 (既 設)
	(今回計画)
	その他の用地 (既 設)
	(今回計画)

